

平成 25 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 25 年 11 月 11 日（月）

豊田市役所東庁舎東大会議室にて

午前 10 時 00 分 開会

【事務局（青木）】 定刻になりましたので、ただいまから平成 25 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真等撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので御了承ください。

携帯電話等についても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

委員改選後、初めての安全監視委員会となりますので、最初に、豊田市環境部長 末継より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

御紹介を兼ねてお名前を読み上げますので、その場で御起立いただきますようお願いいたします。

（環境部長よりの委嘱状を各委員に交付）

若園地区代表 荒川猛雄様でございます。

逢妻地区代表 佐藤勇恵様でございます。

朝日丘地区代表 水野勝美様でございます。

名古屋大学大学院教授 松田仁樹様でございます。

名古屋工業大学大学院教授 森 秀樹様でございます。

周辺企業代表 倉井秀樹様でございます。

市民代表 金子孝博様でございます。

市民代表 坂口明子様でございます。

市民代表 福嶋亜紀子様でございます。

では、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の末継より挨拶を申し上げます。

【豊田市（末継環境部長）】 皆様おはようございます。本日は、安全監視委員会の委員の皆様、環境省及び東海4県の関係の皆様を始め関係機関の皆様、大変お忙しい中、本年度第2回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ただいまは委員の皆様へ委嘱状をお渡しさせていただきました。任期は2年となります。大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

この安全監視委員会でございますが、PCB 廃棄物の処理をするため、この本市に東海4県の広域の拠点処理施設が立地をされるということが決定されましたことを契機といたしまして、住民の皆さんに参加をいただきましてリスクコミュニケーションを図り推進する場ということで、平成15年に設置をされております。施設稼働の2年前に設置をされたということでございます。

以来、事業の安全確保に多大な役割を担っていただいたということでございます。そういう設置の趣旨からも、皆様には忌憚のない御意見をちょうだいできればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

さて、JESCO 豊田事業所でございますが、平成17年9月に稼働して8年ということでございまして、事業場数をベースにした処理進捗率が約7割というふうにお聞きしておりますが、我が国全体の処理の状況についても、計画より遅れを生じているということで、これは前々からこの会議等でも御報告させていただいているところでございます。

先日、委員の皆様には御報告をさせていただきましたが、先月の30日に、環境省の部長が本市にお越しになりまして、PCB 処理基本計画の変更について検討をしてほしいということの要請をいただいたところでございます。本日は環境省からその辺のお話もある予定をしておりますが、市といたしましては、地元の自治区の皆様や議会の関係、それから監視委員の皆様から御意見等をいただきながら、市としてどうするかという方針を決定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございました。

本日、環境省より廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐の鈴木様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

鈴木様、よろしくお願ひいたします。

【環境省産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 おはようございます。環境省産業廃棄物課の鈴木と申します。

今日、本来は課長の塚本が出席させていただく予定だったのですが、どうしても東京を離れることができず、私が代理で出席させていただいております。よろしくお願ひいたします。

先程、委員の委嘱ということで、継続的に委員になっていただいている皆様、それから今回から新たに委員に御就任いただいた皆様、大変忙しいところ、さまざまな業務御多忙のところ、この監視委員会の委員に御就任いただき、まことにありがとうございます。

この監視委員会ですけれども、JESCO の事業をやっていく上では大変大きな役割を担っていただいているところでございます。先ほど豊田市の部長からもお話がありましたけれども、平成 17 年の稼働後、約 7 割ということで、大きく処理が進んできたところでありますが、過去に皆様に御心配をおかけするようなトラブルもあったところでもありますけれども、この監視委員会で皆様から非常に貴重な御意見をいただく中で、何とか JESCO のほうでも安全面は非常に改善できてきております。まだ小さなトラブルは起こっている状況はありますけれども、そのあたりについても引き続き皆様から厳しい御意見をいただいて、安全第一で取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほど部長からも御紹介いただきましたけれども、環境省のほうでは今、新しい処理の基本計画を策定するというところで取り組んでございます。これは、もう 2 年ぐらいになりますけれども、平成 23 年に PCB 特措法が施行して 10 年ということのを契機に、国のほうでも、これまでの処理の状況をチェックして、今後、PCB 廃棄物を全廃するという、それから 1 日も早く PCB 廃棄物をなくしていくということのために、新しい計画を策定するというところで取り組んでまいりました。

平成 23 年から検討を始めて、昨年夏に一度報告書を専門家の会議で出させていただいて、この監視委員会の場でも、これまで何度か御説明を申し上げてきたところでございます。

後ほど、詳細は御説明いたしますけれども、この専門家の会議での報告書に基づいて、環境省で今後の処理促進策を検討し、先月の 30 日に豊田市長のほうに検討の御

依頼ということで、今後、環境省で考えている対策案をお持ちしたところでもあります。

その後、先週、11月5日に東京のほうで専門家の会議をまた開きましたので、きょうは、この11月5日に東京でやった会議の内容を含めて、30日に御検討のお願いをした内容を、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

PCBの完全な処理ということで、豊田のエリアではあと3割程度ということであり、ますけれども、最後まで完全な処理に向けて課題がまだあるところで、そういった課題を克服すべく、新たな計画を策定していきたいと思っておりますので、今日はまたこういった新しい計画についても御意見をいろいろいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

本日、周辺自治区代表の加藤委員、三浦委員、それから周辺企業代表の井筒委員、学識経験者の渡邊委員、後藤委員の5名が欠席しております。また、周辺自治区代表の須藤委員につきましては、所用で遅れて御出席となりますが、監視委員会設置要綱第6条第2項に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを御報告いたします。

では、これより次第3の委員長及び副委員長の選出に移ります。

当委員会委員長の選任につきましては、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第5条に基づきまして、委員の互選によることとなっております。

互選は、推薦をお願いしたいと思います。

どなたか御推薦をお願いできませんでしょうか。

【A委員】 発言させていただきたいと思います。

過去、周辺企業代表を務め、現在は市民代表として委員会に参加しております金子と申します。

私は、松田委員を委員長に推薦させていただきたいと思います。

松田委員は、安全監視委員会の設置当初から関わられておりますし、廃棄物処理施設についても深い見識をお持ちでございます。そのような経験のある松田先生にぜひ委員長をお願いできないかなと思います。いかがでしょうか。

【事務局（青木）】 ただいま金子委員より、松田委員を委員長にと御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

【事務局（青木）】 御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【事務局（青木）】 満場一致により、委員長を松田仁樹様に決定させていただきます。
松田委員、委員長席へ御移動をお願いします。

（松田委員、委員長席へ移動）

【事務局（青木）】 続きまして、副委員長の指名に移ります。

同じく設置要綱第5条に基づきまして、委員長が副委員長を指名することになっておりますので、松田委員長から御指名をお願いしたいと思っております。

【委員長】 それでは、私のから副委員長を指名させていただきたいと思っております。

この委員会は、市民参加によります事業監視の意味合いが強いということでございますので、周辺自治区の代表の方から指名させていただくのが最もふさわしいと思っております。

そこで、安全監視委員を長年御経験いただいております逢妻コミュニティの佐藤勇恵様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

【委員長】 では、佐藤委員、よろしくをお願いいたします。

（佐藤委員、副委員長席へ移動）

【事務局（青木）】 それでは、松田委員長から御挨拶を賜りたいと存じます。
松田委員長、お願いします。

【委員長】 ただいま御指名を賜りました名古屋大学の松田でございます。

現在、PCB廃棄物は、環境省主催の検討委員会等におきまして、処理推進案が検討されているところでございます。JESCO豊田事業所におきましては、処理設備の増設と改良等を今現在、検討されております。

このような状況下で、JESCO豊田事業所におきましては、PCB廃棄物のさらなる安全かつ効率的な適正処理の推進を目指していただくことが大変重要になります。

これに対しまして本安全監視委員会には、豊田市民の皆様の安全・安心を担保するさらなる取り組みが期待されているところでございます。私は、皆様方とともにこの重責を果たしてまいりたいと存じます。

そして、皆様の絶大なる御支援・御協力をお願いしまして、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移る前に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

A4 の会議次第、それから席次表がございます。

続いて資料 1、「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業報告について」。

資料 2、「主な漏洩防止対策の実施状況について」。

資料 3、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」。

資料 4、「今後の PCB 廃棄物の処理促進策（案）について」。

資料 5、これは委員の皆様のみのお配付になりますが、「平成 25 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録」でございます。

最後に、参考資料ということで、A4 サイズ 1 枚の「PCB 廃棄物収集運搬時の立入検査の強化について（依頼）」というものがございます。

以上ですが、不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより議事に移りますので、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

また、傍聴人の方に申し上げます。

事前にお渡ししました傍聴人心得を守っていただき、静粛に傍聴していただきますようお願いします。

議事進行につきましては、要綱第 5 条により委員長が務めることとなっておりますので、松田委員長をお願いします。

【委員長】 それでは、議事次第に従いまして、最初の議題、「(1)「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について」」ですが、JESCO 豊田事業所より御説明を願います。

【JESCO（石垣所長）】 皆さんおはようございます。豊田事業所の石垣でございます。

資料の説明に入らせていただく前に、本年 8 月 15 日、私どもの真空加熱エリアの真空ポンプから潤滑油を約 1 リットル漏洩させるという事故を発生させております。本件に関しましては、既に豊田市には御報告をさせていただき、その原因究明、それからどんな対策をとっていかというようなこともあわせて豊田市に御報告させていただいた後、10 月 28 日に監視委員会の作業部会の中でも御報告をさせていただいて、御助言をいただいておりますというような状況にあります。まずはこの場で、そういったことを発生させたことに関しましてお詫びを申し上げたいと思います。

またあわせて、それらの対策を今後継続して実施していくということで、同様の事故を発生させないということで精力的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ます。まずはこの冒頭、御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、資料1について御説明させていただきます。「豊田 PCB 処理施設の状況報告について」ということでございます。

まず大きな項目1、処理の実績報告ということになります。

今年度も、操業という面では、順調に処理が継続されておるという状況がございます。昨年度も、年間を通して、漏洩事故という事態は発生させてしまっておりますけれども、それを除いて、操業という意味では、大変順調に操業が実施されておるといことがございます。今年度も、昨年度と同様、処理は順調に進んでおるとい状況でございます。

特筆すべきところでは、まず、処理が完了するまでに期間がかかるであろうという車載トランスでございます。これは新幹線に登載されております大型のトランスでございますけれども、昨年秋、処理促進のための改造工事というのを実施しております。それによって、平成24年度、車載トランスのところは34台ということで、過去の実績に比べて非常に処理台数が上がっております。今年度も同様、車載トランスの処理に関しましては順調に進んでおまして、10月、11月はちょうど定期点検ということで処理の見通しは立ててはおりませんが、年間で42台という処理を目指して当初、計画を立てておりますが、その処理が計画どおりに順調に進んでおるといような状況でございます。

それから、コンデンサ類でございますけれども、平成22年、23年は、漏洩事故により約2カ月の操業停止をしております。その前の平成21年は、年間を通して順調に処理ができた年ですが、それと比較していただいても、平成24年度はコンデンサの処理台数も大幅に増加しておるといような状況でございます。これは、含浸物、PCBが染み込んだものの処理に関して、1回の処理当たりの処理量を増加させるという内部での努力によって、こういったコンデンサ類の処理も非常に進むという状況になっておるといことを御報告させていただきます。

それから、純 PCB 処理量ということでございます。現在、操業が順調に進めば、年間で約200トンの PCB 処理量の実績が上がっております。今年度も順調に PCB の無害化処理が進んでおるといような状況でございます。

それから、2ページに入らせていただきます。これは、我々の施設の中で無害化処理をした後、一部は有価物として払い出しをする、売却できないものは産業廃棄物と

して払い出しをするというその処理実績を記載した表になります。

これに関しましては、処理が順調に進めば、こういった払い出し実績も順調に上がるというような状況になっております。今年度も昨年度と同様、順調な外部への払い出しが進んでおるとい状況でございます。

それから、3ページに入ります。これは、東海4県並びにこの施設を立地していただいております豊田市の進捗状況というのを分けて記載させていただいております。

この3ページの表の一番下、これが全体の進捗率ということになります。

まず事業場数に関しましては、豊田市では約9割の事業場からPCBの搬出をいただいております。それから愛知県といたしましては81%、岐阜県、静岡県は60%を超える事業場から搬入しております。

三重県に関しましては、この豊田事業所のエリアをどのような順番で搬入を受け付けるかということに関しましては、広域協議会という中で順番を決めて、計画的な搬入をさせていただいており、その順番の関係で、現在ちょっと三重県の進捗率が42%という数字になっておりますけれども、今後、三重県のほうで重点的な搬入が行われる予定になっておりますので、三重県の進捗率は相当増えていくだろうというような状況でございます。

それから車載トランスでございますが、全体で約24%の進捗ということになっております。これに関しましては、改造によって処理のペースを早めるということで達成できてはおりますが、全体の処理台数が多く、まだ残っているものが非常に多くございます。これは環境省のほうで提言いただいております処理促進策、他事業所での御協力を得る形で何とか進めたいということで事業所としては考えておるところでございます。

それから、処理が進んでおりません特殊形状コンデンサでございます。現在0%ということで、受入済台数も1台しかございません。それと、表の一番右にございます保管容器は、この容器の中に油の漏洩したコンデンサが内包されている容器が非常に多いという関係で、今まで作業環境の問題で豊田事業所では処理ができないというような状況になっておりましたが、今回の小型トランスエリアでの改造工事によって、特殊形状コンデンサ並びに保管容器に関しましても、今後、処理を進めていくというような状況でございます。

工事に関しましては、年内に工事を完了させて、年明け1月から試運転を含めてし

っかり処理ができるということを確認した上で、実際の操業運転に入っていきたいといふふうに考えておるところでございます。

それから4ページ、周辺環境への影響の状況ということでございます。

私どもは、定期的に周辺環境並びに排出源のモニタリングという分析を行っております。前回の7月の監視委員会以降、新たに7月の分析データが出ておりますので、ここにその表という形で掲載をさせていただいております。

いずれの測定項目も、管理目標値等を超過する値は出ておらないということを御報告させていただきます。

それから、5ページに入ります。運転廃棄物についてということですが。

前回の監視委員会でも御報告させていただいておりますが、私どもはPCB廃棄物を処理するにあたって、その処理の過程で新たな廃棄物というのが施設内で発生をいたします。これは排気処理に使用するための活性炭、あるいは廃プラスチック、ビニール、工事等の養生で使うシート、こういったものがあります。それからウエス、保温材、あとは作業者が管理区域の中に入るために装着する保護具、こういったものが主に運転廃棄物として出てまいります。

これらが、当初の想定以上の運転廃棄物が出るということで、このままの状態では倉庫内にためていくと、いずれ操業に支障が出る、あるいは操業ができなくなってしまうというような状況が引き起こる可能性があります。

それを踏まえて、一部施設内での処理も促進をしておりますが、それだけではなかなか運転廃棄物の処理が進まないということで、この円グラフの下に書いておりますが、環境省が設置したPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の中で、こういったPCBの処理促進のためにどうしたらいいかという提言がされております。

この中で、5,000ppm以下のPCBの汚染物を低濃度PCB廃棄物という定義をした上で、低濃度のものに関しましては、私どもの施設での化学処理によらなくても、焼却処理によって安全に処理ができるということが確認されております民間の焼却施設がございます。これらの施設を国にて認定することによって、その認定施設によればこれらの廃棄物を処理することができるという施設が現在、整備されつつあります。現在、10月末時点でこの認定業者というのが全国で11社ございます。こういった無害化処理認定施設を活用することによって、低濃度のものは外部での処理を実施しようということで、この7月の監視委員会には御報告をさせていただきました。そ

こで御報告させていただいた以降、8月から認定施設への低濃度汚染物の払い出しを進めてきております。

一番下の表に外部処理とありますが、一番右の処理委託というところで、平成25年度に関しましては、ドラム缶で78本、それからドラム缶に入れる前の運転廃棄物、これはドラム缶相当で約62本ということになります。合わせてドラム缶140本ほどの外部処理委託を実施してきております。

それから、この処理委託の左、実証試験というところがございます。これら認定施設の認定を受けるためには、実証試験というのが必要になります。この実証試験のためのPCB汚染物の提供というのもさせていただいておるという状況がございます。その実証試験に、そこに記載しておりますPCB汚染物を現実的に外部には払い出しをしておるという状況もありますので、ここで御報告をさせていただきます。

それから、6ページに入ります。先ほどの外部認定処理施設へ払い出しをしておる写真を載せております。この白いプラスチックの容器は医療用廃棄物を梱包する容器になっておりますが、この容器にPCB汚染物を詰めて、完全な密閉容器というふうな形で認定施設への払い出しを行っておるという状況を写真にて掲載をさせていただいております。

それから、(6)小型トランス解体エリア改造工事完了に伴う試運転機器搬入についてということです。

現在、処理が進んでおりません漏洩コンデンサに関しましては、中に漏洩した液が内包されておるといような状況がございます。この廃棄物を現在、豊田事業所で処理できるべく改造工事を実施しておりますが、実は、こういった廃棄物を運搬するに当たって、国が定めた収集運搬のガイドラインというのがございます。このガイドラインに従って運搬をしないと、我々の施設へは搬入できないという状況がございます。

これに関しまして、今まで使っていた運搬容器ではこのガイドラインに合致しないということから、新たなガイドラインに従った容器をつくらないと運搬ができないということで、収集運搬事業者に対して、ぜひ御協力を願いたいという呼びかけをさせていただいたところ、何社かこの運搬容器の製作に関して御協力をいただき、処理の見通しが立っておるといような状況がございます。

ちょうど左下に写真がございます。これは1社でございますけれども、新たな運搬容器が既に完成段階に入っておるとい状況にあります。漏洩コンデンサ等を処理す

るに当たって、この容器を使って、新たに改造いたしました処理ラインを利用して実際の操業に入っていきたいというふうに考えております。

それから、最後に7ページでございます。地域協議会の開催についてということです。

これも前回の監視委員会で御報告をさせていただきましたが、新たな地元との交流の場ということで地域協議会を設置させていただくということで、本年8月28日に第1回目の地域協議会を開催させていただいております。その中で、現在、実施しております設備の改造工事、それからもともとの施設の安全設計についての御報告等をさせていただき、並びに施設を見学させていただいております。このときには、コンデンサの搬入作業の状況を実際に御見学させていただいております。

資料1に関しましては、以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、只今の御説明に対しまして、皆様のほうから何か御意見、御質問等がございますか。

では、私から少しお伺いしますけれども、最後におっしゃられた JESCO の地域協議会ですが、どのような内容だったのでしょうか。簡単に御説明いただけないでしょうか。

【JESCO (石垣所長)】 基本的には、新しく区長さんになられた方もおられまして、なかなか我々の情報発信も今までできていないということから、もともとの施設の安全設計がどのようにできているかというようなことの御説明、並びに現在、処理の進捗がこのような状況であると、遅れているものに関して、特にこういったことをすることによって処理の進捗を今後上げていきますという御報告をさせていただくとともに、改造工事の内容についても御説明をさせていただいております。

委員の方からは、「こういった安全設計がなされておりますというわりには、非常に事故が多いですね」というお言葉もいただいております、その辺の過去の事故の概要についても若干触れさせていただくと共に、現在、その改善計画書等により事業所で取り組んでおります内容も御説明をさせていただく中で、何とか今後も同様な御心配をおかけするようなことがないように、事業所として頑張っていきますというようなお話をさせていただいております。

【委員長】 これからも定期的に計画されているのですか。

【JESCO (石垣所長)】 はい、これは実施していく予定にしております。

【委員長】 ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

【B 委員】 施設の改造ですけれども、先ほどの説明ですと、小型トランスの工程を改造して特殊なコンデンサを処理できるようにするとのことですが、そうすると、施設は限られていますので、小型トランスの処理もできるが特殊なものもできるようにしたのか、あるいは特殊なものに特化して改造するのか、そのあたりはどのようなふうですか。

【JESCO（石垣所長）】 小型トランスを処理できる機能を残しつつ、改造しております。小型トランス自体、もう残りが少ないという状況ではございまして、稼働率が落ちているということで、このエリアを改造しようということでそもそも改造の話を計画したところでございましてけれども、ただ、現実的にまだ 100%というところまでは至っておりません。したがって、その小型トランスを、台数は少ないにしろ今後も処理しなければなりませんので、そのような考えで改造工事を行っております。

【B 委員】 わかりました。

【委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

どうぞ。

【A 委員】 3 ページの進捗率について確認させていただきたいんですが、豊田市の進捗率 100%というのは、たしか以前に、平成 20 年度末に終わるとというのが当初の計画であったように思いますが、その後の報告の中で、100%はできてなくて、処理困難企業があるということで報告があったと思いますが、その状況について、その後はどのような形になっているか御説明をいただきたいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 それでは、豊田市内の詳細な状況については、私どもの営業課長をしております宮田から報告をさせていただきます。

【JESCO（宮田営業課長）】 営業課長の宮田でございます。よろしく申し上げます。

豊田市の事業所の残りの方は、それぞれ個別に御対応させていただいております。やはり中にはまだ御使用中の方、また資金的に難しい方、それと今回、改造で対応させていただきます難処理機器をお持ちの方、この 3 つに分類させていただいております。それぞれの方と毎年、「本年度は御処分いただけますか」というふうな形でコンタクトをさせていただいておりますが、3 番目の難処理機器をお持ちの方につきましては、来年、改造が完了次第、順次御案内をさせていただいて、最優先で処分のほうを進めていきたいと考えております。

ただ、残りの一部御使用中の方、及び資金的になかなか難しいとおっしゃっている方につきましては、私どもといたしましても、豊田市のほうと連携を組みまして、ぜひ計画的な御処分をお願いしたいという活動を続けていきたいと思っておりますが、今のところ、具体的な処理年度という形で御報告できる段階には至っておりません。

以上です。

【A 委員】 そうすると、前回の報告からあまり変わってないと判断させていただいてよろしいですか。

【JESCO（宮田営業課長）】 実は、前回御報告させていただいた時点で、もうほぼ今のような状況を活動した後でしたので、その後に御処分を進めていただいているという方は、実質的に平成 24 年度、25 年度というところでは、新しく御処分をいただいているのは 3～4 事業所さん、これぐらいのレベルで進んでいます。

進捗率が進まないのは、逆に、新しく見つかって御登録いただいている方もいらっしゃいますので、そこのところプラス・マイナスになっていまして、約 90%のところまで進んでいないという形です。

【A 委員】 わかりました。

【委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

また後ほどまとめて御質疑、御討論をいただく時間を設けてございますので、先に進めさせていただきます。

次に、議題の「(2) JESCO 改善計画の漏洩防止対策の実施状況」ということで、もう一度 JESCO のほうからお願いします。

【JESCO（石垣所長）】 それでは、資料 2 になります。「主な漏洩防止対策の実施状況について」ということで御説明をさせていただきます。

まず、新たな委員もおられるということで、改善計画書ということに関しまして若干触れさせていただきたいと思えます。

平成 24 年度、2 件の漏洩事故を発生させております。これは SD 剤の漏洩。SD 剤というのは、PCB を無害化処理するための薬剤で、金属ナトリウムを鉱物油で分散させた薬剤になります。これがほぼ週に 1 回、タンクローリーによって私どもの施設に運搬して受け入れるんですが、その受け入れの際に、その SD を受け入れるタンクのほうにこの SD 剤を入れるのですが、それ以外の本来閉まっているバルブが開いていたために、タンクへ行くはずの SD 剤が別のルートにも流れて、そのルートから床に

漏洩したというものでございます。

もう一つが、ベンゼン濃度が管理目標値等を超過したという事例でございます。これは、私どもは液処理の過程でベンゼンが発生するのですが、これが豊田市との環境協定で1立米当たり50mgという管理目標値があるのですが、本来であれば、活性炭を通して外部に排出をするという構造になっております。しかし今回は、実は活性炭を通らないバイパスラインというのがございまして、本来、このバイパスラインのバルブは閉まっているはずなのですが、そのバルブが誤って開けられたために、活性炭を通らないで外部にベンゼンが出てしまったという事象でございます。

いずれも、作業手順書があつて、しっかりその手順書どおりにバルブ操作がされれば問題はないことであつたのですが、その手順書どおりに操作がされなかったということから、これらの2件の漏洩事故が起こっております。

そのために、いかにその作業手順書どおりの作業を行うか、どうしたらできるかというところを、その対策を取りまとめたのが、改善計画書ということで、本年3月に豊田市のほうに御提出をさせていただいております。

まずは、特にSD剤漏洩に関しましては、手順書における工程数が非常に多い、90工程以上の作業がある。なおかつ非常に見にくい手順書であつたということから、作業にかかわる者全員でそのバルブの状況をチェックしながら受入作業を進めるというようなことに改善をさせていただいております。

あるいは、その他手順書に関しましても、1人で作業するのではなくて、必ずダブルチェックをすとか、重要な作業に関しましてはダブルチェックをする。あるいは作業を現場任せにするのではなくて、管理監督者であるべき者が実際にその作業現場に立ち会って、手順書どおりに作業がされているかどうかの確認を行う。なおかつ、その作業手順上、例えばわかりにくいところがあつてこんな間違いが起こるのではなかろうかというような場所があれば、手順書を改訂するというようなことを継続的に今後やっていきますというような形での対策を取りまとめたのが、この改善計画書ということになります。

それで、資料2のA4を1枚めくっていただきますと、その後ろに参考資料というのがございます。A3で7ページの一覧表になっております。

この参考資料のうち、1ページ目から4ページ目の下3分の1ぐらいのところまでが、改善計画書の中で再発防止のために実施するとお約束をした項目になります。

それから、その下の「真空加熱B炉の油回転真空ポンプからの潤滑油漏洩を受けて実施した対策」と書いてあるところは、本年8月に発生をさせました真空加熱エリアでの漏洩事故を受けて、新たにこういったことをやっていきますという項目をここに追加をしております。

それから、4ページ目の一番下から7ページまでは、過去に豊田事業所で何度かの漏洩事故を発生させておりますが、この漏洩事故を発生させるたびに、再発防止策ということで「こんなことを今後やっていきます」とお約束をした事項を全て網羅した形で作成しております。これらの対策を確実に実施していくことによって、同様の漏洩は防げるだろうというふうに考えております。

その各項目について、これはちょうど表の右半分になりますが、平成25年4月から、5月、6月と、月ごとにどんなことを実施してきているかという状況を記載させていただいております。私ども施設内でのトラブル検討委員会という会議の中で、毎月これらの各項目についての進捗を管理した上で、しっかりやられているかどうか、新たな問題点がないかどうかということを確認させていただきながら、これらの漏洩防止対策というのを進めさせていただいております。

この参考資料につきまして1項目ずつご説明をさせていただきますと非常に時間がかかりますので、資料2のA4の1ページ、2ページに主な取り組みの状況についてまとめておりますので、これについて御説明をさせていただきます。

まず1項目目、外部漏洩リスクの高い作業の監視の徹底ということです。

漏洩リスクのある作業にはどんなものがあるかという評価をした上で、外部に漏洩する可能性のある作業を13作業ピックアップしております。これら13作業に関しましては、作業を実施する際、毎回JESCOの担当者も立ち会って、確実に手順書どおりの操作がされているかどうかということを実施してきております。

その他施設内漏洩リスクの高い作業については、毎日のKY活動というような形で、現場から毎日実施する作業に関して、どんな漏洩リスクがあるか、そのリスクをどんなことをすれば回避できるかというのを、毎日まとめております。その作業に関しましては、JESCOに提出がございます。こういった作業についても、適宜、立会確認をJESCOとして実施をしております。

それから2番目、各種プロジェクトの推進による漏洩防止対策の強化ということです。

平成23年度の漏洩において、設備が故障したことによって漏洩してしまったとい

う事象から、この漏洩防止プロジェクトを立ち上げまして、設備が故障した場合でも絶対に漏洩に至らない、これを確認するための調査というのを、平成 24 年に関しましては液体について、25 年に関しましては気体について、その評価というのを行っております。

現在、この調査によって抽出されたリスクを低減するべく、それぞれの対策を順次進めていっております。

それから、あわせて環境安全プロジェクト。これに関しましては、ヒヤリハット気になり事項、これが現場のほうから上がってまいります。これらに関しましても、漏洩防止につながる対策について検討をして、順次対策を進めていっておるという状況がございます。

それから 3 番目、EMS を活用した継続的改善ということです。

先ほどの参考資料にあります実施するとお約束した各項目、これについても、EMS の中で法的要求事項という中に全項目を取り入れて、毎月の実施の確認というのをしております。

あわせて、各部署においても、これらの漏洩を防ぐための対策ということで、具体的にどういったことをするかということ、目的達成のための手段のところに取り入れて、一つ一つ進捗の確認を行うということをやっております。

それから 4 番目、全社的なバックアップということです。

これは、前回の監視委員会等々において、「これら対策を強化するために、それなりの人、並びにお金がかかるだろう、しっかり本社としてバックアップをしてください」という要請を受けまして、私ども豊田事業所といたしましては、まず審議役 1 名増員、それから運転管理課職員も 1 名増員をしております。また、本社のほうから定期的なアドバイザーの派遣をいただいて、体制の強化を図っております。

また、運転会社におきましても、運転委託契約を見直すことによって、漏洩対策のスタッフを 1 名増員しております。

それから、定期的実施しております漏洩防止プロジェクト、トラブル検討委員会、こういった会議についても、本社からのバックアップもいただいておるという状況がございます。

それから、改善計画書の水平展開という意味で、JESCO は全国に 5 事業所ございます。全事業所を対象に、豊田事業所の改善計画の対策内容に係る実施状況の点検を

行うとともに、社内で行っております例えば環境安全会議、あるいは安全対策課の情報交換会という横の連携の会議で、逐次豊田での対応を御報告させていただくとともに、各事業所での実施状況について意見交換などを行うというようなことを進めていております。

それから、ヒヤリハット気がかり活動の充実ということです。

実際には漏洩には至ってないけれども、運転操作を間違えた、あるいは間違えそうになったという事象も、必ずヒヤリハット気がかりという形での報告書を上げて、間違えそうになったというその原因を何とかつぶしていこうというような形での取り組みを徹底しております。

それから6番、操作禁止札の取り扱いということです。

私どもは、定期点検等々、あるいは非定常状態でバルブの操作を行うということがございます。これが通常の状態なのか、あるいは臨時的な状態なのかということを表示するための表示札というのを用意しております。こういったルールを徹底的に守るといって、安全セミナーでのテーマとしても取り上げて教育を実施しております。

それから7番目、KY活動の実施ということです。

これに関しましては、先ほど1のところでも申し上げました各グループから毎日出てくるKYシート、これに関しての立ち会いを継続して実施してきております。

それから8番目、JESCOによるチェックのルール化ということです。

これは、ベンゼンの活性炭交換、その後にバルブの操作が確認されないまま外部へベンゼンが排出されたという事態から、設備保全が行われた後、各操作されたバルブが確実に通常状態に戻っているかどうか、特に各排気処理施設については、同様のベンゼン外部漏洩、あるいはPCBを吸着する吸着槽において同様なことが起こればPCBが外部に漏れてしまう恐れがあるということから、確実にバルブが所定の位置になっているかどうかということをJESCOがチェックシートによってチェックすることにも継続的に行ってきております。

それから、活性炭交換後、活性炭の健全性を確認するために、分析を行ってその確認も行っておるといってございます。

それから9番目、豊田市への連絡ということです。

我々は24時間操業、土日もなく操業しております。夜間、あるいは土日に漏洩事故が発生した場合、豊田市への的確・迅速な連絡をするための方策ということで、豊田

市のほうと御相談させていただきながらルール化しております。

また、あわせてその訓練というのも実施したということをご記載させていただいております。

それから 10 番目、作業者が作業目的、手順書どおりに行わなかった際に発生する問題点、それからダブルチェックをどうしたらいいかというようなことを手順書にしっかり書いておく。何のためにこの作業ここでするのか、操作を間違えればこんな漏洩が起こる可能性があるというのを、手順書にしっかり明記した上で、そのリスクを各作業者が意識をするというために、こういった活動を行ってきております。

また、必要に応じて手順書を改訂するべきという内容が提案された場合は、しっかり手順書を改訂した上で、作業者への教育を徹底するというを行ってきております。

それから 11 番目、手順書の遵守徹底のための作業点検ということなのです。

これは、運転会社の漏洩対策スタッフによる現場作業への立ち会いも継続的に行ってきております。今年度も目標として、実際に作業される五百数十作業に関して、全作業について運転会社のスタッフがその作業に立ち会って確認を行うということで、継続してこれも実施をしてきております。

それから 12 番目、不要設備からの漏洩防止対策ということなのです。

当初、設計上、想定された設備のうち、操業後に操業方法が変わったり、運用の変更によって、既に使われていない設備というのが 280 カ所、点検の結果ございました。

これらの設備についても、そのまま残しておく、バルブの操作を間違えれば漏洩の可能性があるということから、その不要設備についてしっかり対策をとる。バルブを操作できないようにするとか、フランジに閉止を打つというようなことをやってきております。

現在、残り 23 カ所ございますので、これに関しましては、今、実施しております秋の定期点検で全て実施をする予定になっております。

それから 13 番目、これが今年 8 月に発生いたしました真空加熱でのポンプからの漏洩ということでございます。

これに関しましては、まず 1 つ目の原因といたしまして、豊田事業所というのは非常に中が狭いという状況がございます。その関係もございまして、本来、通路ではない場所を作業者が通ったということによって、本来、人が乗る、あるいは人が配管を蹴飛ばすというような状況がない場所であるにもかかわらず、ネジ継手の部分に予定

外の荷重がかかってしまったというのがございます。

それとあと1点、その亀裂の入った部品が、腐食によって非常に減肉していたという状況が確認されております。このところはポンプ一体の配管ということで、メーカーとしての点検項目にも入っていなかった。我々としても、ポンプ一体のものということから、このところは点検業者にお任せであったというような状況がございます。

こういったところを今後しっかり点検をしていって、漏洩が起こらないようにしたいということが大きな2つのこの対策ということになっております。

その水平展開という意味で、1つ目が、今回の真空ポンプと同様にネジ継手、いわゆる無理な荷重がかかった場合に破損しやすい箇所ということで調査した結果、19カ所発見されております。この箇所にまずはすぐに全部対策を打つというのが非常に難しいので、まず注意喚起の表示をしっかりした上で、今後継続をしていくということにしております。

それから2つ目、通路ではない場所の通行、あるいは狭い場所に入って作業を行わなければならない作業、こういった作業についても、調査をした結果、43カ所について抽出をされております。これらも同様、全箇所に表示をした上で、一つ一つしっかりした対策を行っていくということを考えております。

それから最後14番目、現在、実施中でございます定期的な点検ということで、我々は春と秋、年2回、約1カ月弱の点検を実施しております。この点検中の設備停止時にしか実施できない補修工事、こういったこともあわせて実施をして、操業中の健全な設備の稼働を保障するというためのことを行っております。

具体的には、今年度春、補修工事も含めて約80工種の点検を実施しております。今回の秋の定期点検でも、合計81工種ということで定期点検を実施しておりますことを御報告させていただきます。

資料2に関しましては、以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまは、主にJESCOの主体的な責任、それから指導体制の状況について、現状の取り組みの御説明をいただきましたが、ただいまの御説明に対して皆様から何か御意見はございますか。

はい、どうぞ。

【C委員】 11番の手順書に伴う点検、スタッフが各作業の手順書どおりに行われて

いることを立会確認されてみえますけれども、今回、その中で 13 番の真空ポンプの部分が確認できていなかった。これは、手順書以外にも作業のしにくい場所、本来、作業として通行すべきでない所を通過していたというところが、見切れていなかったのかなというふうに思われます。

今後は、この手順書だけではなくて、せっかく立ち会いをされるものですから、作業者が作業しにくいかどうかによってまた漏洩のリスクが高まりますので、そういう点もあわせて立ち会いの方がしっかりと見切るようにしていただければ、この 13 番のようなことは今後起こらないのではないかと思いますので、ぜひともその点、よろしく願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

今まで、作業手順どおりに作業が行われているかどうかというところを重視していたということから、これは実際のことしの漏洩に関しましては、本来、作業対象ではないところを、狭い場所を通ったために、こういった漏洩が起きたというようなことがございます。なかなかそういったところを今まで確認ができていなかったという事実がございますので、今後、こういったところも含めてしっかり対応していきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

【C 委員】 よろしく申し上げます。

【委員長】 その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、後ほどお気づきの点がございましたら賜ることにいたしまして、次に進めさせていただきます。

議題「(3) 豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局のほうから御説明ください。

【豊田市(吉田環境保全課長)】 環境保全課の吉田でございます。よろしく申し上げます。

資料 3 をご覧いただきたいと思います。「豊田市 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ご説明します。

まず 1 点目ですが、豊田 PCB 廃棄物処理施設への立入検査の実施状況です。

今、説明がありましたように、改善計画書等の確認と、安全に操業されているかどうかということで、表 1 のように計 8 回の立ち入りをしております。

その状況については、5 ページの写真等も参考にござんいただきたいと思いますが、

主なものについて説明をさせていただきます。

真空ポンプの漏洩事故があったということで、8月15日に状況確認、8月26日に現場の状況確認、2回にわたって行っており、その措置についても確認を行っております。

それから、9月26日につきましては、行政検査ということで、排出ガスの測定及び払出物の抜取検査を行っております。そこで、協定で定めている排出管理目標値等、あるいは卒業判定基準に合格したもので払い出しされているかということを確認いたしましたところ、基準に合致しているということで確認しております。

また、9月27日には、漏洩プロジェクトの会議にも参加し、確認しております。

それから、安全監視委員会の作業部会を設置して専門の委員に参加していただいておりますが、10月28日に開催しております。

同じく10月28日、夜間立入を実施して、中央制御室の安全体制について確認を行っております。また、作業員に対するヒアリング等も行い、夜間における緊急時の対応が十分とれる体制になっているということを確認しております。

2ページをご覧くださいと思います。2の監視委員会作業部会の開催状況についてということでございます。

今年度第2回目の作業部会では、JESCO から改善計画書の漏洩防止対策の取組状況の報告を受けるとともに、真空ポンプ潤滑油漏洩の現場視察も併せて行いました。

委員の皆様からは、ごらんのとおり4点ほど御指摘をいただいております。ご覧いただきたいと思います。

それから3、収集運搬事業者への指導等についてです。

前回の監視委員会以降、新たな収集運搬に関するトラブルは起きておりません。前回の監視委員会で報告させていただきました平成25年5月9日の収集運搬作業中に運搬容器内トラブルを発生させた丸両自動車運送に対して、引き続き下の2点について対応を行いました。

まず1点目は、PCB汚染物の搬出時の立ち会いで、7月29日に運搬容器を除染するために使用したペーパータオル等のPCB廃棄物がJESCO豊田事業所から丸両自動車運送へ返却されました。運搬に関して十分な安全対策をとられているか、事業所からの搬出を確認いたしました。

2点目としては、収集運搬作業再開時の立入検査ということで、8月1日に、トラ

ブル後、最初の JESCO 豊田事業所への搬入作業に立入検査を行いまして、安全体制、固縛状態等について確認をいたしました。

続きまして 3 ページをお願いいたします。4 の平成 25 年度環境モニタリング調査ということです。

JESCO でもやっておりますが、市としても、環境調査を実施しております。平成 14 年度からやっております、表 3 のように大気、河川水質、河川底質、土壌について実施されております。実施地点につきましては、下の地図をごらんいただきたいと思います。

4 ページをご覧下さい。その調査結果については表 4 のとおりでございますが、いずれも過去のデータと同程度でございます、平成 23 年度環境省実施のモニタリング調査結果の範囲内でありまして、施設稼働に伴う異常は認められませんでした。

続きまして 5 PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会についてということでございます。

東海 4 県における PCB 廃棄物の円滑な処理や収集運搬の調整を図るため、4 県 7 市で定期的に会議を行っています。

また、特別会員として JESCO、オブザーバーとして環境省も参加してございます。

平成 25 年 10 月 25 日に今年度 1 回目の広域協議会が開催されまして、今後の PCB 廃棄物の処理推進策について、それから平成 26 年度の東海地区の PCB 処理計画について、収集運搬時の安全対策について議論を行いました。

中でも収集運搬については、PCB 廃棄物搬出作業時の立入検査を強化し、収集運搬時の安全確保について取り組みを推進していくという協議会会員間で共通の認識を図ったところでございます。

5 ページは、さっき言いました参考資料ということで、立ち入り等の写真でございます。

以上、説明とさせていただきます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

豊田市の御説明にもありましたが、前回の委員会以降、収集運搬に関する新たなトラブルはありませんでしたので、その点では良かったと思います。

当委員会では、以前から PCB 廃棄物の収集運搬事業に対して大変危惧しているところでございます。今年 7 月に行いました前回の監視委員会におきましては、オブザ

一バーの4県、愛知、岐阜、三重、静岡につきまして御意見を伺ったところでございますけれども、東海地区の4県7市で構成されております東海地区広域協議会においても、何らかの取り組みをされているということをお伺いしております。この点につきまして、その後どんな状況にあるかということについて、愛知県から御説明いただけますでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課（岩田廃棄物監視指導室長）】 愛知県の資源循環推進課廃棄物監視指導室の岩田と申します。

前回のこの安全監視委員会の場で、立入検査は事務所での書類チェック等が主体になっているというお話をしたかと思えます。その後、私どもは直ちに県の各県民事務所に対して、やはり事業者から搬出するところもチェックすべきだぞということを電話で指示を出しました。

また、それだけでは足りないのかなということを考えまして、広域協議会の会長という肩書も持っておりますので、会長から、愛知県を除く関連する3県7市に対して、収集運搬の立入検査では、搬出時も立入検査を強化してくださいという旨の文書を出しました。それを参考資料ということで今回の資料につけております。

これに基づきまして、これと同様のものを県庁として各県民事務所のほうに発信して、各県民事務所において搬出するときの立ち会いですね、そういう立入検査もやっております。

当然のことながら、そこでは異常はなかったですし、表示、連絡先とか、事故が起こったときの対応をするための資材、そういうものがあるかどうかということその場でチェックしてまいりました。

簡単ですが、以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいたとおりでございます。広域協議会でもしっかりと対策をとっていただけるということですので、今後とも引き続きよろしく申し上げます。

【愛知県環境部資源循環推進課（岩田廃棄物監視指導室長）】 引き続きやっていくつもりでおります。

【委員長】 それでは、最後の議題になりますが、「(4) 今後のPCB廃棄物の処理促進策（案）について」ということで、この処理推進案につきまして先日、環境省のほうから豊田市に対しまして、PCB廃棄物処理基本計画変更に関する協力要請があった

ということを冒頭に部長のほうから御説明がありましたが、どんな内容だったかということにつきまして御説明いただけないでしょうか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 それでは、御説明いたします。

平成 25 年 10 月 30 日に、環境省から豊田市長に対して、現在、国において検討されている PCB 廃棄物処理基本計画の変更について協力の要請が、正式に文書でなされました。

具体的な内容につきましては、処理推進のため、処理対象物を変更したい。これは JESCO の 5 事業所の相互の処理能力を活用して、地域間移動して処理を促進したいという内容でございます。

2 つ目は、JESCO 豊田事業の処理完了の予定時期を、平成 37 年度末まで延長したいという内容であります。これまでの計画では、平成 28 年 7 月までということになっております。

以上のような要請の内容でございますが、詳細につきましては、環境省から御説明があると思います。

この要請に対しまして、今後市としましては、地元の自治区、あるいは市議会、監視委員会などの意見、また他の立地自治体の対応などを踏まえまして、環境省の要請による回答を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、これに関連して、処理促進策（案）について環境省から御説明いただけますでしょうか。

【環境省産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 環境省の産業廃棄物課の鈴木でございます。

資料 4 をごらんいただきたいと思います。

まず、ページが行ったり来たりするかもしれませんが、今、豊田市から御紹介いただいたのは、6 ページ、7 ページを開いてください。今後の処理促進策（案）の全体像というのがございます。

これは何かと申し上げますと、北九州から北海道、JESCO の 5 事業所において、実は施設が少しずつ異なります。そこで何か起きているかといいますと、処理の一部、こういった機器については処理が苦手であるといったようなものが、事業所毎に少しずつ出てきてしまっています。

このため、例えば豊田事業所では処理が苦手なものが、大阪事業所に持っていくと、大阪事業所では非常に効率的に処理ができる。また逆もあつたりするということで、一部の機器に限ってはありますが、事業所間で補完するということの処理体制を講じたいと思っております。

7 ページ目の現状ペースという表がありますけれども、今申し上げた一部の機器、例えば豊田で申しますと、きょう冒頭から何度か言及されています車載トランス、新幹線に載っていたトランスは、処理になかなか手間がかかるということです。しかも、東京のエリアでは車載トランスは 10 台ぐらいしかないけれども、新幹線ということで JR 東海の持ち物であるので、保管場所が静岡にあります。豊田のエリアには、いまだ 600 台とか 700 台といったレベルでの保管があるということで、このペースでいくと平成 48 年まで処理にかかってしまう。これは平成 23 年の検討委員会のときの状況です。その後、先ほど JESCO から御紹介がありましたけれども、設備を追加するといった改造をして、まず豊田事業所の中でできることをやるということで、年間当たりの処理台数はかなり増加する見込みではありますが、それでも時間がかかってしまうということです。

6 ページの上の図にまた戻っていただきたいのですが、車載トランスは豊田から北九州、大阪、東京に矢印が伸びていますが、これは一部北九州、大阪、東京のそれぞれの 3 事業所で処理を行うということを意味しております。

同様に、豊田から特殊コンデンサが大阪に矢印が伸びています。それから逆に大阪の PP コンデンサ、ポリプロピレン等を使ったコンデンサですが、豊田に矢印が伸びています。ということで、相互に補完をしていくという体制をとっていきたいということで考えております。

それから、下のほうに二次廃棄物、安定器等・汚染物と書いてありますが、これについては、実は相互の補完ということではなくて、北九州と北海道にしか施設がないものですから、両施設を活用して全国のものを処理したいということでの計画の案となっています。

それから一番下の低濃度の二次廃棄物・含浸物は、無害化処理認定施設、下に矢印が出ていますけれども、これは先ほど JESCO の説明でもありましたが、濃度が薄いものは外部での処理が可能になっています。1 キロ当たり 5,000 mg 以下の PCB の濃度のものだけでありますけれども、外部での処理が可能になっていますので、外部で

処理できるものは外部で処理していくと、こういったことで、全国の PCB 処理施設を有効に活用して、全体として早く終わらせたいということでもあります。

その結果、7 ページの下にあるように、全体としてなるべく早く終わるといったような処理の計画をつくっていきたいと考えています。

これは実線と点線とありますが、実線は、今後、改造が見込まれるところは改造も見込んだ上で、年間当たり何台処理できるかということと、あと何台残っているかというのを考えますと、この実線のところで処理が終わる計算にはなるわけですが、一部、さらに処理に手間のかかるものが今後出てくるということと、現在使用中のもの、使用中のものでも把握できているものはカウントしていますが、実はまた把握しきれてないものも一部あるのも事実です。そういったものの処理も含めて、確実に処理を終わらせるために、この点線の部分、3 年間確保させていただいてまして、この中で確実に終わらせるということでの計画にしたいと思っております、豊田では平成 37 年度ということの計画案としています。

今ご説明したことがポイントになりますが、資料を少し全体的に説明させていただきたいと思います。

1 ページに戻っていただきます。まず、これは実は新たに委員になられた方々には大変申しわけないですが、平成 23 年度に立ち上げて、去年の 8 月に出した報告書からの進捗状況という資料のつくりになってしまっていて、一部わかりにくくて大変申しわけありません。これは 11 月 5 日の環境省の検討委員会で使った資料を配付させていただいています。

まず 1 で、PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理期間の延長というものがございます。

これは、既に去年の 12 月に期間は延長をさせてもらっています。PCB 廃棄物特別措置法には、第 10 条と四角で囲ってありますが、事業者は、政令で定める期間内に処理しなければならないというものがございまして、改正の前は、法の施行の日から起算して 15 年、これは法の施行が平成 13 年 7 月ですので、平成 28 年 7 月という先ほどの御説明はここの期間に当たります。これを平成 39 年 3 月 31 日までということで、既に閣議決定をして政令を公布してございます。

これは 2 つ主に理由がありまして、1 つは、JESCO の処理が計画よりも遅れてしまっているということでございます。これは、処理体制、処理進捗の全体を統括する国として、皆様に対して大変申しわけない状況でございますけれども、先ほど、JESCO

の中でも処理量がかなり上がってきたという説明がありましたけれども、本来であれば、1年目、2年目からこれだけの処理量を確保する計画をつくっておったわけですが、処理を開始してみて、実際には、例えば1週間で洗浄ができると思っていたものが2週間かかってしまう機器が出てきたとか、そういったものの対応、それに加えて、作業者の安全確保という面で、1日4時間作業する計画であったけれども、PCBが予想よりも揮発をするということで、作業者の血中PCB濃度が上昇してしまうといった事象が起きて作業時間を2時間にしたとか、そういったことで、最初の1～2年間、処理の量が伸びませんでした。これに対しては、当初の計画の甘さというところの批判は、我々としては受けとめないといけないところではありますけれども、無理をしてやらせるのではなくて、安全面を十分優先して処理をしてきたというところでは思っております。

それから実は、JESCOとは関係ないですけれども、先ほど申し上げた濃度が低いものというのが、法律を施行した後に世の中にたくさんあるのがわかったということで、この平成28年という期限は、その濃度の低いものの処理というのは想定して設定してなかったものですから、JESCOの計画もさることながら、濃度の低いものは民間の12カ所で処理が進んでいますが、この12カ所での処理のほうの期限をもっと延ばさなきゃいけないということで、平成39年まで延ばしています。JESCOの処理はこの期間内でなるべく早く終わらせたいという気持ちで、環境省としては新しい案をつくったということでもあります。

1ページの下に、JESCOの進捗率が書いてありますが、先ほどの7割という数字と若干違いますが、これは実は、まだ使用中でJESCOに登録していないものも分母に含めた数字になっていまして、豊田の場合は60%、53%という数字になっています。

さっき申し上げたように、今は非常に年間当たりの処理量が伸びてきていますので、順調にこのままいくと思いますが、一部、さっき申し上げたような車載型トランスですとか特殊コンデンサといった、今の設備では十分処理が進まないものについてどうしていくかということが、この計画のポイントになってございます。

それから2ページ、安定器等・汚染物と書いてありますが、ここも今回から委員になられた方々にはわかりにくい話で大変申しわけないですけれども、トランスとコンデンサというもの以外に、PCBを使った機器に安定器というものがあります。これは非常に小さいもので、トランスは人の背丈よりも大きいものもあって、コンデ

ンサも1メートルぐらいあつたりしますが、安定器は30センチぐらいの非常に小さな蛍光灯の附属品でございます。この中には150mgとか100mgぐらいしかPCBが入っていませんが、これについては、北九州と北海道でしか処理が始まってなくて、豊田、大阪、東京エリアでは処理施設がないということでありまして、これらについて別途処理体制を確保するというのが、国としては大きな課題ということでございます。

それから3、JESCOにおける技術的な検討についてとありますが、最近、JESCOで処理の促進についてどういった検討をしているかということをし御紹介しています。

1つは、工程改善や改造の取り組みに関する検討ということで、豊田でも非常に処理能力が上がっていますけれども、ほかの事業所でもそういった処理能力を上げるための努力をしております。

真ん中に豊田の例が書いてありますが、車載トランスの予備洗浄装置を増設し、年間当たり27台だったものが42台に処理能力が増大しているといったような改善が見られています。

それから、2ページが一番下のところは、施設の維持機能・更新に関する取り組みということで、JESCOの処理施設も供用して7年、8年とたってきております。したがって今後は、経年劣化というものに対する取り組みをきちんとやっていかなければならないということでありまして、専門のコンサルタントとも連携して、腐食とか疲労とか書いてありますが、どういった経年劣化があるかというものを抽出して、どういった影響があるか、それによって漏洩するのかどうか、そういったところを点検して、今後、設備を更新していくということの検討を行っております。

国としても、今までJESCOには、施設の新たな増設等にしか補助を出していませんでしたけれども、今後は、点検とか設備の改造にも補助を出して、きちんとその更新がうまく回っていくようにしていくような取り組みも始めてございます。

3ページにいきまして、上の部分はちょっと省略させていただきますが、JESCOでも各事業部会というものがあつまして、豊田の事業部会もこの1年の間に4回開催をしております。これは、鳥取環境大学の田中 勝先生が主査になっておりまして、専門家の意見を聞きながら、ここで改造の計画等を検討しているところであります。

下の環境省における各地域での説明というのは、この監視委員会でもこれまで3度

この計画の報告書の段階での説明をさせていただいているものですが、これは今回からかわられた委員にとっては初めてということになります。

4 ページにいきまして、ここは非常に大事なポイントですけれども、5 の今後の処理促進策の検討についてということであります。

まず①として、日本全体の PCB を1日でも早期に処理するための計画としたいということで、先ほどありましたように、これまで5事業所で完全に地域を分けて、5ブロックで地域割りをして処理してきたわけですが、今後も基本は5ブロックでの処理ですが、一部の機器についてそのブロックを越えて処理をする体制をとりたいということで、今のが②で、各事業所の能力を最大限活用するというで考えております。

そうはいつても、③がやはり一番大事なポイントでありますけれども、今後も安全操業を第一ということで、計画的な処理を行っていくということで考えてございます。

5 ページは、実は報告書の段階での案ということで、きょう初めて御説明をお聞きになる方には余り関係がないですが、これまで御説明させていただいていた委員の皆様にとっては、少し変わった部分があるのかなということで、さっきの6ページと比較していただきますと、豊田の計画案に変更はほぼありません。北海道から矢印が大阪に出るとか、そういったのが少し追加をされて、全体としてもう少し前倒しできるような案にしていますが、豊田においては、改造のところが進んだといったようなことで、計画の中身についての変更はございません。

6 ページ、7 ページは先ほど申し上げたものですが、6 ページでさっきちょっと申し上げなかった部分でいいますと、下の表2、これからほかの事業所を活用するというに加えて、まず改造についてもやっていくということがあります。

豊田の欄を見ていただきますと、車載トランスの予備洗浄場所を増設、これは先ほども言及をさせていただきました。

その下に小型トランス処理ラインの一部を特殊コンデンサの手解体処理ラインに改造中ということで、これは何かと申しますと、上の図でも特殊コンデンサを大阪にという矢印がありますが、基本的にはこの豊田で処理できるように改造をしており、改造してもできない部分を大阪にとということで考えておるところでございます。

8 ページに飛んでいただきまして、個別のものについての御説明をさせていただきます。

8 ページの下に車載トランスと書いてありますが、先ほど申し上げた新幹線に載っていたものでありますが、事業所を御見学いただいた委員もおられますが、普通のトランスとはかなり形状が違うというのがわかるかと思えますけれども、中に紙とか木がいっぱい詰まっています、非常に洗浄に手間をかけております。

先ほど来何度か申し上げたように、豊田事業所の中で洗浄場所の増設をしましたが、このまま豊田事業所のみで処理を行うと、平成 39 年までかかってしまうということで、今後の処理促進策としては、東京、大阪、北九州においてこのエリア内にある車載トランスの一部の処理を行うということで、台数の目安が 9 ページに書いてございますけれども、豊田のエリア内にある 641 台のうち、北九州で 150 台、東京で 30 台、大阪で 30 台と、こういうことで一部分担をしてもらおうと考えております。

それから、9 ページの下のスライドですが、特殊コンデンサとさっき申し上げましたが、コンデンサの形が非常に異なるのがわかるかと思えます。右側の写真は、コンデンサが一部破裂をして中がちょっと見えてしまっていますが、こういったショートして短絡してしまって破裂とか変形しているものがございます。こういったものも豊田では今、処理ができないということでございます。

10 ページにいまして、上のほうに豊田の改造で処理がかなり可能になるということで書いてございますが、2 番目の丸で、内部の素子が炭化してしまっているのは、設備を改造してもなかなか対応できないということで、大阪で処理をするということです。量は大体 500 台ぐらいということです。

豊田から出ていくものは今のものですが、一方で、豊田に入ってくるものが 10 ページの下の PP コンデンサというもので、ポリプロピレン製の素子等を使用したコンデンサでございまして、大阪の事業所は、コンデンサは、真空加熱分離装置というんですけれども、丸ごと処理をするということで、豊田とかのように手解体をしてないんです。その丸ごと処理する装置に入れると、このポリプロピレン製のものは破裂をしてしまって非常によろしくない、設備の中に散乱してしまうということで、非常に手間がかかっています。

11 ページにいただきますと、豊田事業所では、解体して処理をしているということで、大阪事業所のような課題がありませんので、この PP コンデンサの一部を豊田で処理をさせてもらいたいということです。

処理量としては、大阪エリア内の 7,000 台のうち、なるべく大阪でやるけれども、

できない部分の 6,000 台を処理させていただきたいと思っております。

下の大型トランスは豊田とは関係がありませんが、あとは大きな点としては、少し飛びますが、15 ページの上に写真がございますが、先ほど申し上げた蛍光灯安定器で、この中に小さなコンデンサが入っています。それから感圧複写紙、ノーカーボン紙というもので、これにも PCB が織り込まれています。それから小さなコンデンサ、小型電気機器と書いてありますが、10 キロ未満のもの。今は 10 キロ未満のものは処理を豊田で受け入れてはおりません。こういったものは、当初の豊田の事業所での処理対象物としてはい wasn't でした。この東海エリアでも、どういうふう to 処理していくかというのがずっと前からの課題になっていたわけでありま す。

処理施設があるのは、北九州と北海道だけです。北九州も 2 期目の工事できつくり、北海道も最初のトランス・コンデンサの後、2 期目の増設工事できつくり、ことしの 9 月から動いたばかりです。トランス・コンデンサが平成 16、17 年からやっているのに対して、この安定器等は、2 期事業的な意味合いがあったものでありますが、実は東京は施設を最初につくったのですが、しっかり動いてないということで、豊田、東京、大阪の 3 つのエリアでは、この安定器の処理が進んでないということでございます。

15 ページ下のスライドですけれども、北九州で豊田、大阪内の安定器・汚染物を処理する、北海道で東京エリア内の安定器・汚染物を処理するという体制を整えたいと思っておりますが、一部の小型電気機器を除くと書いてございますが、これは何かと申しますと、15 ページ上に、安定器、感圧複写紙、小型電気機器、家電製品用コンデンサと 4 つ写真がありますが、このうちの小型電気機器は、電気機器と呼んでいますが、実は小型のコンデンサでございますが、北海道、北九州でなるべく処理をするわけではあります、今の処理施設でできるものは処理をさせていただきたいと思っております、今の豊田の施設できちんと処理できるものについては、豊田で処理をさせていただきたいということで、15 ページの下に、一部の小型電気機器を除くと書いております。

こういったことで計画の案を作成しております。

環境省としては、これについて、本日も皆様から御意見をいただきますけれども、今後、各地域で御意見をいただいて、最終的には、国の処理基本計画というものがござい ますが、これの変更ということで反映をしていきたいと考えておりますので、き

ようは忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

【委員長】 どうもありがとうございました。

環境省から御説明がありましたが、ただいまの説明について皆様から何か御意見がございますか。

どうぞ、お願いします。

【C委員】 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、豊田事業所から他の事業所への委託と申しますか、相互処理になっておりますけれども、この点に関しまして、例えば車載トランスは大阪、九州、東京というふうに処理先を固定しておられるのか、それともそこはフレキシブルにほかの事業所ならどこでもいいのかというところは、どのようにお考えですか。

【環境省産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 今の計画では、例えば北九州に150台持っていき、大阪には30台持っていきとかありますが、それぞれの事業所でも自分のところのものをまず終わらせるのが先決だと思っております、自分のところのエリアにあるものが終わった後、その操業している間、いわゆる空きスペース、各事業所で空いているラインの活動という意味で、計画的に何台を何年から処理していくということやっていきたいと思っております。

【C委員】 1つ危惧しておるのが、処理物と処理先を固定してしまうと、想定外のものが出てきたときに、持っていけないということで、結局、豊田事業所内でいつまでたっても処理ができない、処理完了100%にならないということが起き得るかもしれません。処理先を固定されずに、もう少し自由度を持った処理計画をつくっていただければと思うのが1点目でございます。

2点目につきましては、低濃度の二次廃棄物、含浸物は、無害化処理施設での処理というのをお考えになってみえますけれども、そもそも無害化処理施設は、微量PCBの処理をするために設置された施設と思っております。全国でまだ160万台の微量PCBのトランス、コンデンサがあると言われておまして、その処理に関しまして12拠点ではまだまだ足りないということで、全国の事業所、我々事業者を含めて、処理は緊急の課題だなと考えております。高濃度処理のJESCOから、運転廃棄物だけでなく、処理がある意味途中で終わっているような二次廃棄物というようなものが無害化処理施設に流れてしまうことで、1日でも早くPCBを処理するという計画の根幹を揺るがすことになるのではないだろうか心配しております。

そういう意味では、安易な無害化処理施設の利用ということにならないように、JESCO から出す二次廃棄物、含浸物の処理に関しまして、ルール等をしっかり決めていただいた上で、無害化処理施設へ出すようにしていただければと思います。

JESCO としても、安易に無害化処理すればいいからという形で処理を中途半端で終わるということではなくて、自分のところの施設内で確実に処理をしきる、卒業基準を満たすというような取り組みをあわせてやっていただければと思っておりますので、その点、ぜひともよろしくをお願いします。

【環境省産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 今の点、きちんと JESCO のほうでルール化するというのはごもっともだと思っておりますけれども、1つだけ補足をさせていただきますと、微量のほうは、皆さん事業者さんのほうからすると、施設がなくて困っているというところは、我々も十分承知してはいますが、実は、この1年でトランス、コンデンサの処理量でいくと5倍にふえています。それは何かと申し上げますと、微量のほうは主に焼却炉で焼却処理をしておりますけれども、トランス、コンデンサというのは、普通の産廃とはちょっと違う形で、普通のキルン炉みたいなものにはなかなか入らないということで、もともと民間の産廃業者さんでは、固定焼却と呼んでいますが、ドラム缶で廃液を処理するような小さな部屋で燃焼する施設があります。微量のトランス、コンデンサというのは、主にそこで処理をすることになるかと思っておりますが、一方、JESCO から出る含浸物とか防護服というのは、キルン炉のほうで処理をしていくということで、そこは余りかち合わないというか、JESCO のものを処理することでこの微量のトランス、コンデンサの処理が遅れるということはないかなと思っております。

ただ、ルール化等をきちんとやるということのごもっともでございます。

【委員長】 よろしいですか。

どうぞ。

【副委員長】 私たちは、周辺自治区として平成 17 年からかかわってきましたが、当初は 10 年間ということで計画されて、それで春と秋に定期点検をしていろんな不具合の箇所を直してから稼働しますと言われてました。

途中で、月単位で施設が停止したことがありますね。そのときに、「大丈夫なの」と聞いたら、「予備の日数が後のほうで取ってあるから大丈夫です」というお話がありました。

それで今までもいろんな問題点が出てきましたね。そこで磨耗した部分とか腐食した部品もあるでしょうが、これまでは 10 年間で稼働するための定期点検をやってきたのかなと思いましたが、それが平成 37 年まで使えるんですかね、そういう心配が 1 つあります。

それから、部品の移動。当初の予定だとかこういった部品がわからなかったのかなという気がするんですね。

事業所でもって今、提案していますという話があるけれども、いろんな問題点がありますよね。例えば私たちが聞かれた場合に、当初の計画がありますからね、私たちはどういうふうに説明していいか危惧しています。

【環境省産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 本当に、当初の平成 28 年、JESCO の計画でいえば 27 年 3 月というところまでの処理ができなかったということについては、本当に申しわけありません。言いわけをしてしまえば、さっき申し上げたような難しい機器への対応とか、作業者の安全確保といった言いわけはできますが、できなかったこと自体は、皆様に対してお詫びをしないといけないということで考えております。当初の見込みが甘かったということは批判があると思っています。

それから、経年劣化については、佐藤委員がおっしゃられたように、非常にこれから大事になってきます。当初、平成 28 年といったところで、この計画案によれば 10 年近く延びるわけですから、その部分はきちんと点検をしっかりとやって、例えば管の厚さが薄くなっているのかどうかとか、そういったこともきちんと測定をして、危なくなる前に交換をしていくという考え方が必要だと思います。

さっきちょっと申し上げましたが、我々国としても、JESCO にはこれまで新しい設備をつくるときにしか補助をしてなかったですけれども、資金面でも、確実にそこを更新等に耐えるように、昨年からは単純更新についても補助をするということに切りかえていますので、きちんとそこはやらせていきたいと思っています。

それから、機器が、大阪のものを一部処理してほしいとか、豊田でなかなかできないものをほかの事業所に持っていくという面について、どういうふうに周りの皆様に御説明すればというところは、最初のお約束と違う部分があるわけで、大変申しわけないですけれども、やはりやってみて、正直、平成 17 年に操業してできにくい部分があって、例えばさっき特殊コンデンサを 1 台処理しているというのがありました、やはり JESCO の中でも、どうにか自分のところで処理できないかということをこれ

まで試行錯誤してきたのですけれども、やはりそれだけではなかなか早く処理できないという部分があり、国としては、そういった JESCO からの検討結果を受けて、ここだけでやっているには非常に時間がかかってしまうということで、相互の事業所間での補完ということで今回、そこは JESCO の考えというよりも、環境省のほうで、全体を早く終わらせるために一部機器の移動をさせていただきたいということで説明をしっかりとしないといけないと思っております。

【副委員長】 確認ですけれども、平成 37 年度までですか。

【環境省産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 計画的にいけば、平成 34 年度までの計算にはなりますが、やはりさっき申し上げましたが、一部、実はこれはきちんと早く把握しないといけないのですが、使用している人がいまして、まだ届出をしてないということで、どこにあるかわからないというのが一部、これは大変少ないですけれども、一部あります。そういったものの掘り起こしをこれからして、そういったものの処理にも対応していかなくちゃいけないということで、平成 37 年ということで、そこよりは長くしないと、そこまでは必ず終わらせるということで計画をつくらせていただきたいと思っております。

【副委員長】 わかりました。

【委員長】 実は、私も先日の環境省の検討委員会にオブザーバーで出させていただきましたので、今、御意見を出されたことを踏まえて、その時のことでもう一度環境省にお伺いすることになりますけれども、そのときに出た皆さんからの御意見の中で、1つは、先ほど倉井委員がおっしゃられましたが、移動するということによって、豊田のやっていた処理技術、豊田固有の処理する技術が、例えば大阪ですとか北九州に持って行ったときに、その技術をしっかりと移転して、そちらで効率よくやれるような仕組みを考えていく必要があるという重要な指摘がありました。

その点と、それからもう一つは、期せずして御意見が出ましたが、処理の期間が延長したということによって、掘り起こしも同時にしていただくのですが、現在、使用している方たちが、ぎりぎりまで使い続けて、最後のところの駆け込みが起こることで、逆に処理がまたおそくなるのではないかという危惧が1つ出されました。

それからもう一つは、佐藤副委員長がおっしゃられたのですが、約9年処理期間が延びるということで、地元の方々へのいろんな負担が増えるので、その辺のことについてもしっかりと配慮していく必要があるという御意見が出されましたので、その点

併せてもし何か今、鈴木課長補佐のほうから見解がございましたら、ちょっとお伝えください。

【環境省産業廃棄物課(鈴木課長補佐)】 5日の委員会でいただいた御指摘としては、今、松田委員長からありましたが、ほかの事業所に持っていくことで、ほかの事業所では慣れてないんじゃないかというようなこともありました。その点は、実は、例えば北九州と大阪、東京に車載トランスを一部動かしますが、その3つの施設でも、これまで車載トランスというのは普通に処理をしてきていますので、ノウハウはきちんとあります。ただ、豊田ほど処理をしているわけではないので、その点、豊田で培った車載トランスの処理への知見というものは、きちんと3つの事業所に展開するということは必ずやっていくと、それは本社のほうで定期的に5事業所を集めて会議をしていますので、そういったところを含めて、必要であれば実際に別の事業所も行ってもらって、そういったことの助言をしてもらうということも含めて対応をしていきたいと思っております。

それから、掘り起こしというか、使用中の人が最後、駆け込みがあるんじゃないかというのは、本当に御指摘のとおりで、そこは非常に心配しています。さっき、点線と実線で説明をさせてもらいましたが、基本的には、実線のところまでに処理を委託してほしいということで取り組んで、使用している人が最後の最後、平成37年ぎりぎりまで使っていいということではなくて、基本的には平成34年の実線の部分までにきちんと JESCO に登録なり委託をするということで取り組んでいきたい。

ただ、そこをじゃあどうやって確保するかというのは非常に大きな課題で、ちょっと役所の間での縦割りで申しわけないですが、そこは経済産業省が電気事業法という中で管理しているところがあるので、きちんと経済産業省と議論して、その人たちが必ず処理をするような方向で政策を打っていかないといけない。ここは実はまだ皆様にお約束できるようなこういった政策ということではできてないのですけれども、これから経済産業省ときちんと議論をしていきたいと思っています。

それから、地元の御負担ということで御意見をいただきました。例えばトラブルがあれば地元の皆様に御心配をおかけするということがあるんですけども、何とか豊田事業所でもこれまでの、まずこの監視委員会からの御指導をいただいて、最近では作業部会ということでもさらに委員の皆様から何度も事業所に入っていて御指導をいただいているところがございます。

これからも、小さなトラブルでもきちんと公表していくというのがまず1つございますし、またそれをなくしていくことの取り組みを継続的にやっていくということで取り組んでいきたと思っています。

【委員長】 ということですが、よろしいでしょうか。

新しく委員になられた方は、なかなか発言しにくいような今日の雰囲気かもしれないですけども、私の立場から申し上げますと、JESCO が PCB 廃棄物をきちっと安全に処理していただいて、かつ環境基準を満たして処理していただくというのは、これはある意味当たり前のことです。それに対してこの安全監視委員会の役目というのは、JESCO が環境基準を満たすという、それは当たり前のことなのですが、そういうことを満たすような安全への取組姿勢を日ごろからやっていただいているのかどうか、そういったことに対する体制、対策等はどうなっているのかというようなことを、日ごろから風通しをよくしまして、皆さんのお知恵を拝借しながら、できるだけ処理推進を JESCO にやっていただくという、そういう立場でございますので、これからもどんどん御意見をいただきまして、JESCO がより安全かつ処理を促進していただくという立場で、この委員会を皆さんと一緒に支えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もしまだ何か御発言がございます方がいらっしゃいましたら、まだよろしいですが、どうでしょうか。

新しく委員になられた方はよろしいですか。

それでは、全体を通して何かまだお気づきの点がございましたら、どうでしょうか。

A 委員、いかがですか。

【A 委員】 時間が来ましたが、では1点、広域協議会の件でお願いします。

10月25日に文書を発行されて、各県、市町村のほうに展開されたということですが、今後、いつ立ち入りしたかという具体的日にち、件数をこの場で報告をしていただきたいなと思います。

7月の委員会以降、どこの県では何件あった、どこの県では何件あったと。要は、我々は具体的にどう動いたのかというのを知りたいわけですので、安全に関しての具体的な行動の状況を報告していただきたいというふうに思います。

【委員長】 いかがでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課（岩田廃棄物監視指導室長） 名古屋市、豊田市、岡

崎市、豊橋市の分は、それぞれの市役所がやるということで、その数字は持ち合わせておりませんが、愛知県の分だけ言わせていただきます。

その間に8社で延べ44日の搬出作業があるということで、JESCOのほうから私どもに連絡が来ております。私どもが立ち入りしたのが、9月から10月にかけて4回、業者数としては2ということになります。ほかの業務の都合等もあって、2業者、延べ4回ということで、取りあえずすべての業者に一度は立会するというのを目標にしております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

では、これからも引き続きお願いします。

【愛知県環境部資源循環推進課（岩田廃棄物監視指導室長）】 引き続き、まさに搬出場所の立ち入り、そういうものを進めてまいります。

【委員長】 特に事業所間の移動がふえてくることになってきますと、ますます重要性が高まりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、皆さんの御意見をいただいたと思いますので、議題の5を終了させていただきます。

事務局に確認しますけれども、本日の資料につきましては、すべて公開させていただいてよろしいでしょうか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 はい、結構でございます。

【委員長】 本日の議事録につきましては、速やかな公表を目指しておりますので、事務局のほうで作成していただいた議事録案を皆様にお目通ししていただいて修正をしていただいた後、委員長一任ということで、事務局が作成するホームページで公表していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事務局は議事録を早急につくっていただいて、公表に向けてお願いしたいと思います。

以上で、第2回豊田市PCB処理安全監視委員会の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様には、会議の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局（青木）】 長時間にわたり、松田委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございます。

ございました。

以上をもちまして、平成 25 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午後 0 時 08 分 閉会